

議案第90号藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について
 議案第91号藤沢市一般職員の給与に関する条例等の一部改正について
 議案第92号藤沢市職員の退職手当に関する条例及び藤沢市職員の育児休業等
 に関する条例の一部改正について

1 常勤の特別職職員の給料削減について

(1) 削減内容について

本市の財政状況に鑑み、今後の健全財政を維持していくために、市長等常勤特別職職員の給料について、削減措置を講じるため、必要な条例改正をするものです。

- ①市長 12%削減
- ②副市長 10%削減
- ③教育長 5%削減

(2) 削減による影響額について

区分	現行給料	削減率	削減後給料	削減額	年間削減額
市長	1,064,000円	▲12%	936,320円	▲127,680円	▲2,314,586円
副市長	893,000円	▲10%	803,700円	▲89,300円	▲1,618,830円
教育長	766,000円	▲5%	727,700円	▲38,300円	▲694,303円

4人分計	3,616,000円	-	3,271,420円	▲344,580円	▲6,246,549円
------	------------	---	------------	-----------	-------------

※年間削減額は、給料の削減による地域手当及び期末手当の減を含みます。

(3) 削減期間について

平成30年4月1日から現市長の任期の末日（平成32年2月25日）まで

2 一般職職員の給与改定について

人事院の調査により、平成29年は民間における賃金の引き上げを図る動きを反映して、4月の月例給及び特別給（ボーナス）ともに、民間給与が国家公務員給与を上回る結果となりました。そのため、平成29年8月に人事院より平成26年から4年続けての俸給表及び期末・勤勉手当の引き上げが勧告され、国は国家公務員の給与改定について、人事院勧告の完全実施を決定しました。

地方公務員の給与改定について、国からは、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、給与の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう要請されているところです。

これを受け、本市においては、これまでも人事院勧告の内容を尊重した対応を図っており、今年度も同様に、人事院勧告の内容に準じて本市職員の給与改定を行うため、必要な条例改正をするものです。

(1) 改定内容について

①給料表

人事院勧告では、行政職俸給表（一）を平均0.2%引き上げることとし、引き上げに当たっては、初任給について、民間の初任給との間に差があることを踏まえ1,000円引き上げ、若年層についても同程度の改定を行うこととしています。その他の俸給表についても、行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定することとしています。

本市においても、同様の観点から、行政職給料表（1）他4給料表について、引き上げ改定を行うこととします。

本市の行政職給料表（1）適用職員の給料改定額等については、次のとおりです。

区 分	現 行	改定後	改定額	改定率
給 料	311,248円	311,817円	569円	0.18%

※平均年齢 39.5歳 平均経験年数 17.3年

なお、行政職、医療職及び全職員の給料改定額及び改定率については、次のとおりです。

区 分	行 政 職	医 療 職	全 職 員
改 定 額	541円	758円	588円
改 定 率	0.17%	0.25%	0.19%

②初任給調整手当

人事院勧告では、医師の処遇確保を図る観点から、医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、初任給調整手当を引き上げることとしています。

本市においても、国と同様に医師の初任給調整手当について、引き上げることとします。

③通勤手当

交通用具のうち主として自転車を使用する職員については、職員の健康促進及び環境への配慮の観点から月額200円を加算していますが、更に推し進めるため月額100円引き上げることとします。

④期末・勤勉手当

人事院勧告では、民間の支給割合に見合うように、支給月数を0.1月分引き上げ、年4.4月分としています（改定後①）。引き上げの0.1月分については、勤務実績に応じた給与体系とするため勤勉手当に配分することとし、平成30年度以降については、6月期及び12月期の勤勉手当が均等となるように配分することとしています（改定後②）。

なお、再任用職員については、0.05月分引き上げ、年間2.3月分としています。

本市においても、国と同様の支給月数に引き上げることとします。

ア 平成29年度の期末・勤勉手当支給月数

期	現 行	改 定 後 ①	改定差
	期末手当 勤勉手当 合 計	期末手当 勤勉手当 合 計	
6月期	1.225月 0.85月 2.075月	1.225月 0.85月 2.075月	- - -
12月期	1.375月 0.85月 2.225月	1.375月 0.95月 2.325月	- 0.1月 0.1月
計	2.60月 1.70月 4.30月	2.60月 1.80月 4.40月	- 0.1月 0.1月

イ 平成30年度以降の期末・勤勉手当支給月数

期	改定後①	改定後②	改定差
	期末手当 勤勉手当 合計	期末手当 勤勉手当 合計	
6月期	1.225月 0.85月 2.075月	1.225月 0.90月 2.125月	- 0.05月 0.05月
12月期	1.375月 0.95月 2.325月	1.375月 0.90月 2.275月	- △0.05月 △0.05月
計	2.60月 1.80月 4.40月	2.60月 1.80月 4.40月	- - -

(2) 実施時期について

給料表及び初任給調整手当に関する改定は、平成29年4月1日に、平成29年度の期末・勤勉手当に関する改定は、平成29年12月1日に遡って実施します。

通勤手当及び平成30年度以降の期末・勤勉手当に関する改定は、平成30年4月1日から実施します。

3 退職手当の支給水準の見直しについて

人事院が行った退職給付の官民比較調査の結果、国家公務員が民間を平均78万1千円上回り、官民均衡を図る観点から退職手当の支給水準を引き下げました。本市においても、同様に調整率を「87/100」から「83.7/100」とし、支給水準を引き下げるため、必要な条例改正をするものです。

(1) 勤続期間・退職理由別支給率について

調整率を「87/100」から「83.7/100」に引き下げることにより、定年退職又は自己都合退職時の勤続期間・退職理由別支給率は、次のとおりとなります。

定年退職	勤続20年	勤続25年	勤続30年	勤続35年
現行	25.556250	34.58250	42.41250	49.59000
改正後	24.586875	33.27075	40.80375	47.70900
差	▲ 0.969375	▲ 1.31175	▲ 1.60875	▲ 1.88100

自己都合退職	勤続20年	勤続25年	勤続30年	勤続35年
現行	20.4450	29.1450	36.1050	41.3250
改正後	19.6695	28.0395	34.7355	39.7575
差	▲ 0.7755	▲ 1.1055	▲ 1.3695	▲ 1.5675

※退職手当額 = 基本額 + 調整額

基本額 = 退職日の給料月額 × 勤続期間・退職理由別支給率

調整額 = 職責に応じた加算額

(2) 実施時期について

平成30年4月1日から実施します。

以 上